

九都県市首脳会議「マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等 について」に係る要望活動の実施について

令和3年10月25日（月）に開催された第80回九都県市首脳会議における合意に基づき、本村 賢太郎 相模原市長が、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について、国に対して要望活動を実施しますので、お知らせします。

- 1 日 時 令和3年11月26日(金)午後2時10分
- 2 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）
- 3 面談者 中山 展宏 国土交通副大臣
- 4 提出者 本村 賢太郎 相模原市長
- 5 同席者 三浦 信祐 参議院議員
- 6 要望内容 別紙1のとおり
- 7 報道取材について

国土交通省内での取材を希望される場合は、11月26日(金)午前10時までに別紙2の取材申込書により、広域行政課あてにFAX（042-754-2280）で、御連絡ください。

当日は、冒頭頭撮り（要望書の手交まで）と、要望終了後に、ぶら下がり取材を予定しています。

なお、取材にあたっては、腕章の着用をお願いします。

問合せ先

広域行政課 電話：042-769-8248

マンションの管理適正化の推進に向けた 包括的支援等について

国民の1割以上がマンションに居住する我が国では、築40年を超える高経年のマンションが増加の一途を辿っており、建物の老朽化に加え、区分所有者の高齢化等による管理組合の役員の担い手不足など、適正な維持管理の支障となる課題が顕在化している。特に全国の分譲マンションの約半数が集中し、今後、管理不全のマンションが急増することが懸念される首都圏においては、マンションの管理適正化を図ることは喫緊の課題となっている。

このような課題に対応するため、国においては、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正し、令和4年4月から、地方自治体がマンションの管理に能動的に関与していけるよう、国の基本方針に基づきマンション管理適正化推進計画を作成するとともに、区域内のマンション管理組合が作成したマンション管理計画のうち、一定基準を満たす計画を認定することができることとなった。

当該改正内容の遂行のためには、地方自治体において、専門性の高い事務を適正かつ効率的に実施するための体制整備が必要となるが、知見を有する人材の確保・育成や、事務の外部委託を行うための財源確保などが懸念されるところである。

については、マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について、次のとおり要望する。

- 1 マンション管理計画の認定事務について、地方自治体における人材の確保・育成や、事務の外部委託など、適正かつ効率的な事務体制を継続的に確保するための取組に対して、必要な財政支援を講じること。
- 2 マンション管理計画の認定事務及び管理組合等への助言・指導等について、地方自治体の相談に対応できる専門窓口やインターネットサイトを設置するなど、技術的支援を講じること。

- 3 認定したマンション管理計画の実効性を維持するため、管理組合等による自主的かつ継続的な管理運営等が担保される仕組みづくりについて、引き続き検討を行うこと。

令和3年11月26日

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

送付書不要

FAX：042-754-2280

相模原市市長公室総合政策部広域行政課 宛

取材申込書

(11月26日 相模原市長 九都県市首脳会議要望)

※令和3年11月26日(金)午前10時までに御提出ください。

■報道機関・代表者氏名・人数

報道機関	代表者氏名	人数	国交省記者クラブ
	(ふりがな)	人	<input type="checkbox"/> 所属している <input type="checkbox"/> 所属していない

■要望終了後のぶら下がり取材について

希望する希望しない

■連絡先

電話番号

FAX 番号

Eメールアドレス

問合せ先

相模原市市長公室総合政策部広域行政課

電話 042-769-8248

FAX 042-754-2280

電子メール kouikigyousei@city.sagamihara.kanagawa.jp